

鳥取縣公報

昭和十七年一月十六日
第千二百九十九號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第二十一號

昭和十六年十二月二十二日左ノ國民健康保險組合聯合會ノ設立ヲ認可セリ

昭和十七年一月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱 鳥取縣國民健康保險組合聯合會

二 事務所ノ所在地 鳥取市東町 九十九番地

三 組合聯合會ノ地區 鳥取縣

◆鳥取縣告示第二十二號

左記ノ者ニ對スル肥料賣買營業免許ヲ昭和十七年一月三十一日限り取消セリ

昭和十七年一月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

肥料賣買營業 免許年月日

免許者住所

免許者氏名

昭和五年	入頭郡智頭町	鹿瀬 鹿藏
四月二十五日	大字智頭五一四	
大正十一年	西伯郡上道村	堀田 政太郎
四月二十八日	一、八〇〇	
大正十一年	日野郡二部村	安藤 岩次郎
三月七日	大字畑池 三七	
大正十四年	日野郡江尾町	法華 嘉藏
二月二日	一、九九〇	

◆鳥取縣告示第二十三號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十七年一月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

專門科名	診療所々在地	氏名	指定年月日
眼科	東伯郡倉吉町大字 越中町厚生病院内	福島トヲエ	昭和十七年 一月八日

00854

あるが、是非これが配給を必要とする向に於ては次の如き注意によつてこれが配給を受けるやうせられたい。

配給される動力傳動用の護謨調帯の品目は

傳導用平型ゴムベルト

動力用V型ゴムベルト

動力用丸型ゴムベルト

ステツキバンド

ビツキングバンド

ブレイキバンド

其他ゴムベルト(但コンベヤーベルト、エレベーターベルトを除く)

(農林漁業用の動力に使用するゴムベルト及中央から直接配給を受けてゐるものを除く)

であるが、この動力傳導用護謨調帯の使用を緊急必要とする需要者は、別に定められてゐる様式の購入申請書を可成日本ゴムベルト商業組合鳥取縣指定商(鳥取市東品治町一八四和田一次商店)を経て縣廳に提出するのであつて、この購入申請書に基いて鳥取縣ゴムベルト需給調整協議會に於て需要者の資格、申請内容、並に緊急必要性を査定の上、配給許可を認めたものに對して所定の購入許可證を鳥取縣廳より發行して需要者に交付するのである。

購入許可證の交付を受けた需要者は、配給所からこの購入許可證と引換に所定の製品を購入するのであつて、販賣価格は昭和十六年二月十二日付官報登載の商工省告示第百八號による。此の場合、補修分(取替品)の動力傳導用護謨調帯にありては、別に定められてゐる價格を以て新品供給者たる配給所に舊品を供出しなければならぬ。但し鳥取縣廳の承認したる、新設・増設分、火災・盜難其他非常災害によるもの、又は特別の事情による自家再使用の場合であつて所定の手續を了して鳥取縣の承認を得たものに就ては舊品の供出を必要としない。

又遠隔地の需要者は購入許可證に製品代金を添付して前記指定商宛送付して現品の直送を受けることも出来るが、補修分(取替品)の場合に於ては必ず舊品を指定商宛に送付せねばならぬ。

尚、申請手續上の注意を記すと

- 一 申請用紙は指定商で實費配付する
- 二 申請數字は明瞭絶對正確であること
- 三 不當申請に對しては受配者統轄団体全部の配給を停止する
- 四 配給の前後に於てゴムベルト需給調整協議會より受配給者に對して申請の正當であるか否かを出張検査することがある
- 五 受配者にして所屬統轄団体を有するものは必ず団体を経由

00855

して申請すること。但し二つ以上の所屬統轄団体に加盟して居るものは主たる一団体を經由申請し、又所屬統轄団体の無いものは直接申請する
以上が受配に關する注意の概要であるが、なほ申請手續上不詳の點については、右指定商に照會して萬全を期するやうにせられたい。之が統制要綱は次の如くである。

◇鳥取縣動力傳導用護謨調帯配給統制要綱

一 本要綱に於て配給統制する動力傳導用護謨調帯(以下ゴムベルトと稱す)とは一般民需用にして左記品種のものとする

傳導用平型ゴムベルト

動力用V型ゴムベルト

動力用丸型ゴムベルト

ステツキバンド

ビツキングバンド

ブレイキバンド

其の他のゴムベルト(但しコンベヤーベルト及エレベーターベルトを除く)

二 日本ゴムベルト商業組合の本縣指定商(以下指定商と稱す)は商工省より本縣に割當られたるゴムベルトを日本護謨調帯統制株式會社より購入し品種別、吋別數量を直に縣に報告すること

と

三 ゴムベルトを購入せんとする者は別に定むる動力傳導用護謨調帯購入申請書(以下申請書と稱す)を縣に提出すること

縣は右申請書を審査の上動力傳導用護謨調帯購入許可證(以下許可證と稱す)を交付すること

指定商は縣の發行せる許可證と引換ふるに非ざればゴムベルトの販賣を爲すことを得ず

四 左記新品を購入するものは其の舊品を指定商に提出すること但引渡すべき舊品の損傷程度並に新舊品品質規格の相違は限定せず傳導用平型ゴムベルトにして幅一吋×三プライより六吋×六プライまでのもの

五 左記新品を購入したる者は購入後一ヶ月以内に舊品を指定商に引渡すこと

但し使用實情により右期限内に引渡し不能の場合は事由を附し縣に届出で承認を得たる延長期間内に舊品の引渡しを爲すことを得

傳導用平型ゴムベルト

(イ) エンドレスベルト各寸法品全部

(ロ) 幅七吋×六プライより一二吋×七プライまでのもの

(ハ) 其の他特別の場合により特殊寸法仕様品

